



# 鳥取県公報

平成 21 年 6 月 23 日 (火)  
第 8 1 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (427) (経営支援チーム) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (428) (耕地課) . . . . . 3
	漁獲成績報告書の様式 (429) (水産課) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (430) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
開放倉庫鳥取店  
鳥取市安長223
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 ベスト電器鳥取本店  
変更後 開放倉庫鳥取店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 鳥取いなば農業協同組合 鳥取市湖山町東五丁目261 代表理事組合長 中島 健  
変更後 鳥取いなば農業協同組合 鳥取市行徳一丁目103 代表理事組合長 近藤 儀徳
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目1-12 代表取締役 北田 葆光  
株式会社開放倉庫 京都府相良郡山城町大字椿井40-1 代表取締役 佐藤 巖  
変更後 株式会社開放倉庫 京都府木津川市山城町椿井畑岡40-1 代表取締役 佐藤 巖
- 3 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
平成20年4月24日
  - (2) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
平成21年6月8日
- 4 変更する理由
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
組合長変更に伴う代表者変更及び移転に伴う所在地の変更
  - (2) 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
テナントの入替えに伴う小売業者の変更及び店舗名称の変更
- 5 届出年月日  
平成21年6月9日
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成21年6月23日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光部経済戦略課

#### 9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第428号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 頭 町	平成19年度から 平成20年度まで	八頭町（上峰寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町上峰寺の一部	平成21年6月23日
〃	〃	八頭町（見槻及び志子部の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町見槻及び志子部の各一部	〃
〃	〃	八頭町（奥野〔701・702〕の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町奥野〔701・702〕の一部	〃
湯 梨 浜 町	平成19年度から 平成20年度まで	湯梨浜町（大字宮内及び大字藤津の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字宮内及び大字藤津の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町（大字埴見の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字埴見の一部	〃
南 部 町	平成19年度から 平成20年度まで	南部町（田住及び市山の各一部）の地籍図及び地籍簿	南部町田住及び市山の各一部	〃
〃	平成18年度から 平成20年度まで	南部町（与一谷及び鍋倉の各全部）の地籍図及び地籍簿	南部町与一谷及び鍋倉の各全部	〃

#### 鳥取県告示第429号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第61条第2項の規定に基づき、次のとおり漁獲成績報

告書の様式を定めたので告示する。

平成21年 6 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式

漁獲成績報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
 報告者 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦  
 漁業種類  
 許可番号

1 操業期間 年 月 日～ 年 月 日

2 漁獲状況

(単位 漁獲量：kg、漁獲金額：千円)

		主な漁獲物					その他の 漁獲物	合計
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							

年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
年 月	漁獲量							
	漁獲金額							
合 計	漁獲量							
	漁獲金額							

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 主な漁獲物欄には、報告する期間中の漁獲量の順に漁獲物を記載すること。

#### 鳥取県告示第430号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月23日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
NPO法人ワークショップ・アクティブ	米子市安倍129-7	ワークショップ・アクティブ	米子市安倍129-7	就労継続支援B型	平成21年4月1日